

## 令和8年度飛騨市鳥獣被害対策サポートセンター運営業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和8年度飛騨市鳥獣被害対策サポートセンター運営業務

### 2 委託業務の実施場所

飛騨市地内

### 3 委託業務の履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 4 委託業務の目的

飛騨市内における鳥獣による農業被害額は高止まっており、市内農業者が継続的に営農活動を実施するためには継続的な鳥獣被害対策が必要である。

一方、防除、捕獲の担い手の高齢化をはじめ、鳥獣被害対策における課題は多岐に渡り、効果的かつ持続的な鳥獣被害対策を実行するためは、正しい防除知識の普及、捕獲従事者の負担軽減のための仕組みづくり、新たな捕獲従事者の育成等の総合的な支援が必要であり、令和5年度から市は鳥獣被害対策の総合相談窓口「鳥獣被害対策サポートセンター」を設置している。

本業務では鳥獣被害対策サポートセンターの運営業務を鳥獣に関する専門的な知見を有する事業者へ委託することで、鳥獣被害対策サポートセンターの効果的な運営を行うことを目的とする。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 鳥獣被害対策総合支援業務

##### (ア) 被害相談対応業務

- ・鳥獣による農作物等の被害について、電話相談、被害現場における現地の詳細調査、正しい防除対策の普及・啓発、補助金の紹介等を行う。また、飛騨市鳥獣被害対策実施隊員へ出没状況等の情報共有を行い、効果的な捕獲活動の推進を行う。さらに、被害アンケートの結果等に基づき、被害集落等へ対策の提案や環境診断の実施、被害対策の支援等を行う。

##### (イ) 鳥獣の追い払い業務

- ・集落や農地等へ出没した野生鳥獣の追い払いを行うほか、恒常的な出没や被害がないかパトロール等の実施を行う。

##### (ウ) 鳥獣駆除業務

- ・市の要請に基づき、有害鳥獣等の捕獲対応を行う。
- ・当業務における有害捕獲については、飛騨市鳥獣被害防止捕獲報償金交付

要綱の第3条における報償金は交付しないこととする。

(エ) 野生鳥獣の放獣業務

- ・市及び実施隊員からの要請に基づき、野生鳥獣の放獣対応を行う。
- ・必要に応じ、麻醉銃その他特殊な資機材の使用も可とする。

(オ) 捕獲者支援

- ・捕獲個体の確認作業や報告書類の作成等のサポートを行うことで捕獲者の負担軽減を図る。
- ・捕獲従事者に対してICT技術等の最新捕獲技術の情報収集及び活用提案を行う。

(カ) 狩猟者育成支援

- ・狩猟免許の新規取得希望者の相談窓口となり、狩猟経験を踏まえた相談対応を行う。
- ・捕獲活動の経験が浅い捕獲従事者の相談窓口となり、捕獲技術の向上に向けた支援を実施する。

(キ) 緊急銃猟対応業務

- ・緊急銃猟時の出動及び発砲（捕獲）を行う。
- ・当業務における出動及び捕獲については、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則に定める報酬、並びに飛騨市鳥獣被害防止捕獲報償金交付要綱の第3条における報償金は交付しないこととする。
- ・当該業務に従事する捕獲者については、環境省が示すガイドライン等に定められた要件を満たす者を確保し、円滑な業務遂行に努める体制の構築を行う。

(ク) その他の業務

- ・市と協議のうえ、上記に定めるもののほか鳥獣被害対策に必要と認められる業務対応を実施する。

(2) 飛騨市鳥獣被害防止対策協議会業務

(ア) 鳥獣被害防止総合対策交付金の実施支援

- ・鳥獣被害防止対策研修会の企画運営を行う。
- ・捕獲技術向上のための研修会の企画運営を行う。

(3) その他業務

(ア) 鳥獣被害対策サポートセンターの効果的な運営及び鳥獣被害対策、捕獲個体の活用を推進する上で必要な具体的アイデアに関する自由提案を行う。

## 6 成果品の提出等

### (1) 提出書類

- ・活動実績報告書 1部

委託事業に係る活動実績については各月における活動実績を翌月10日までに市が指定する様式にて報告することとする。

- ・鳥獣被害対策支援活動実績報告書 2部

5に掲げる(1)～(3)の業務について、その業務毎の実施状況及び説明資料等を取りまとめ報告することとする。

- ・総括提案書 2部

業務全般を通じ、鳥獣被害対策及び捕獲個体の活用を推進する上での課題の解決に向けた具体の方策等について、専門的知見からの見解や新たな提案を含めた総括的提案を行うこととする。

### (2) 成果の提出場所

飛騨市役所 農林部 林業振興課

### (3) 成果品の権利と帰属

本業務を実施することにより、生じる知的財産権の権利は原則として受託者に帰属することとする。

なお、公共の利益のために特に必要がある場合、飛騨市は成果を無償にて使用することができることする。

## 7 委託料の支払い

委託料の支払いは、活動実績報告書を確認後、実績に応じ月毎に支払うものとする。

## 8 その他

- (1) 市は、本業務を達成するために、受託者の求めに応じて市が有する提供可能な関連データ等の提供を行うものとする。
- (2) 本業務により知り得た情報を第三者に開示・漏洩してはならない。
- (3) 市及び受託者は、本業務の目的を達成するため両者による打合せを隨時行うことができるものとする。
- (4) 業務履行にあたって疑義が生じた事項やこの仕様書に記載の無い事項については飛騨市と受託者が協議のうえ定めることとする。

## 9 担当部署

飛騨市役所 農林部 林業振興課 ☎ 0577-62-8905 担当：出嶋